

令和元年12月18日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 本多 滝 夫

諮問事項に関する答申

令和元年10月31日付け1長対広第66号で本審議会に諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - ・長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査のための個人情報の目的外利用について【令1-5】
 - ・京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる個人情報の目的外利用について【令1-9】

- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
 - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた市民アンケートのための個人情報の外部提供について【令1-6】
 - ・第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報の外部提供について【令1-7】
 - ・防災カメラ映像情報の外部提供について【令1-8】

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 5	答 申 日	令和元年12月18日
審 議 件 名	長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査のための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和元年10月31日		
内 容			
<p>令和元年10月31日付けで市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、保有個人情報を目的外利用することについて本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である高齢介護課の説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の65歳以上2,500人を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするものである。・利用しようとしている個人情報は、抽出対象者の住所、氏名、生年月日、性別である。・調査対象者の抽出、ラベルシールの印刷及び貼付、調査票の発送・回収は市職員が行う。・処理終了後、データファイルは削除し、業務完了後には、ラベルシールを廃棄する。 <p>本審議会は、審議の結果、目的・理由は相当であり、利用項目も限定的であり、かつ、保護措置もとられているということで、目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p>			